

平成21年6月26日午前10時判決言渡

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

判 決 要 旨

原 告 秋山博ほか18名

被 告 群馬県知事、群馬県企業管理者

主 文

- 1 被告群馬県企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認することを求める訴えを却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由の要旨

第1 事案の概要【判決書2頁以下】

本件は、群馬県の住民である原告らが、国（国土交通省）を事業主体として、利根川水系吾妻川（群馬県長野原町）に設置される、治水、利水等を目的とする多目的ダムであり、現在建設が進行中の八ッ場ダムにつき、同ダムは利水上及び治水上の必要性がなく、ダムの基礎地盤は地すべり等の危険性のある不適切な場所であり、また周囲の自然環境も破壊するなど違法な事業であると主張して、被告群馬県企業管理者（以下「被告管理者」という。）に対し、①被告管理者が行う八ッ場ダム建設事業に関する負担金についての支出負担行為及び支出命令の差止め及び②被告管理者が行う八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠ることの違法確認を、被告群馬県知事（以下「被告知事」という。）に対し、③被告知事が行う八ッ場ダム建設事業に関する負担金の支出を補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出の差止め並びに④八ッ場ダム建設事業に関する支出を行った過去又は現在の群馬県企業管理者又は群馬県知事である（あった）者らに対する損害賠償請求の

義務付けをそれぞれ求めた住民訴訟である。

## 第2 爭点に対する判断の要旨【同35頁以下】

1 ダム使用権設定予定者の地位は、地方自治法237条の「財産」に該当せず、また、ダム使用権設定申請を取り下げないことは、同法242条の「管理を怠る事実」に該当しないから、本件訴えのうち、同法242条の2第1項3号に基づき被告管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める部分は、不適法として却下する【同35頁から37頁まで】。

### 2(1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の支出の違法性について【判決書37頁から50頁まで】

水道法及び地方公営企業法によれば、建設費負担金の支出の前提となるダム使用権の設定の申請を被告管理者が取り下げるか否かの判断は、群馬県に求められている水の安定供給を十全なものとするため、長期的な給水区域内の水道需要及び供給能力を合理的に予測した上、水道事業の適正かつ能率的な運営の観点から慎重に判断すべきであって、その判断が合理的な裁量の範囲を逸脱したものでない限り、ダム使用権の設定の申請を取り下げないことが違法であるとはいえない。被告管理者が負っている誠実執行義務（地方公営企業法6条、地方自治法138条の2）に違反することもない。

群馬県は、平成12年以降、県としての水需要予測を行っていないところ、第一次的には住民に対し直接水道供給義務を負う各市町村の水道事業者において水需要予測を行うべきであるとしても、群馬県における全体的な水需要予測が不要であるとはいえない。従前の水需要予測が著しく不合理であるとは認められないが、今後の水需要予測については確たる資料がない以上、この観点から八ッ場ダムが利水上必要であるか否かを判断することは困難である。もっとも、群馬県において保有水源の融通や地下水の有効活用で八ッ場ダムによる水源確保が不要になるとは認められず、また渇水対策の必要性が

ないとも認められない。現時点においては群馬県における水需要が減少傾向にあることが窺われ、新たにダムを建設することなく必要な水を供給することは概ね可能であるとの見解にも理由があるとは思われるが、他方において、八ッ場ダムによる水源確保が必要であるとする被告らの主張が著しく合理性を欠き、その裁量の範囲を逸脱して違法であるということはできない。

(2) 河川法 60 条に基づく建設事業負担金の支出の違法性について【判決書 50 頁から 79 頁まで】

上記支出は、国土交通大臣による費用負担の命令たる納付通知に基づいて行われるものであるから、被告知事は、その通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、上記通知を尊重してその内容に応じた財務会計上の措置を執るべき義務があり、これを拒むことは許されない。そのような瑕疵が存する場合でない限り、被告知事がする支出に関する行為は、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされる違法なものということはできない（最高裁昭和 61 年（行ツ）第 133 号平成 4 年 1 月 15 日第三小法廷判決・民集 46 卷 9 号 2753 頁）。

この観点から原告らの主張を検討すると、①八ッ場ダムは、カスリーン台風と同程度（全く同じ台風という趣旨ではない。）の規模の降雨が、利根川上流域、特に吾妻川流域にあった場合に、吾妻川流域で唯一の洪水調節機能を有するダムとして、群馬県を含め利根川流域で生じる水害の発生を防止するためにその必要性を肯定することができるから、利根川水系河川整備基本方針及び八ッ場ダムの建設に関する基本計画に基づく適法な事業であると認められ（将来起こり得る水害に対し、どの程度まで備えておくかということのは、災害の防止と必要経費との比較考量に基づくすぐれて政策的な判断であるが、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風により大きな損害を被った群馬県として、起こり得る大規模な洪水に万全の備えをするという判断も十分あり

うるのであり、少なくともこれを著しく不合理であって違法であるということはできない。），②仮に八ッ場ダムが原告らの主張するような重大な危険性を内在するものであれば、その危険がひとたび顕在化した場合には住民の生命に著しい脅威となるおそれがあり、回復不能な損害をもたらす可能性のあるものであるから、そのような危険性が具体的なものとして存在しているか否かについては慎重に判断する必要があるが、そのような観点を踏まえてもなお、現時点においては八ッ場ダムの基礎地盤がダム建設に不適格な脆弱なものであることを認めるに足りる的確な証拠はなく、また、地すべりの危険性についても、危険性のある地すべりが発生する可能性の高い箇所について、現時点における対策工事が不十分あるいは不可能であったり、そのような対策を行わないことが確定しているといった事情は認められず、その他、八ッ場ダムの貯水池周辺における地すべりの発生を理由として、八ッ場ダムが許されない危険な事業であることを窺わせるに足りる証拠もない。また、八ッ場ダムの建設予定地は、吾妻渓谷等豊かな自然と美しい景観に恵まれているものであるが、そのことにより八ッ場ダムの建設が違法であるということはできない。したがって、国土交通大臣のする建設事業負担金の通知が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に当たるとはいえないから、被告知事は、上記通知を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を執るべき法律上の義務があり、被告知事がする支出等が、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされる違法なものということはできない。

- (3) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金、財団法人利根川・荒川水源対策基金の事業経費負担金及び特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の支出を補助するための一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出等の違法性について【同79頁から80頁まで】

前記判示のとおり、群馬県が八ッ場ダムによる利水上あるいは治水上の利益を受けないとは認められないから、これらの利益がないことを前提として上記支出等の違法をいう原告らの主張は、その前提を欠き失当である。

(4) よって、原告らのその余の請求（前記2(1)から(3)までに関する請求）は、いずれも理由がないから棄却する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 松丸伸一郎 裁判官 熊代雅音 裁判官 佐田崇雄